

笠名田んぼくらぶ 会則

第1章 総則

第1条 本会は、笠名田んぼくらぶという。

第2条 本会は、所在地を千葉県館山市笠名 1203 番地に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 本会は、館山市笠名を中心に農地や山林などの自然資本を保全活用し、地域振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 自然環境に配慮した昔ながらの米作りをはじめとする農作物の栽培を通した体験活動とそれに伴う食育、販売活動等を行う。
- (2) ホタル、ウミホタルなどの自然環境の観察会を通した環境教育、保全活動、また、その活用を促進する活動を行う。
- (3) その他、本会の目的に資する活動

第3章 会員

第5条 会員は、活動に賛同する者とする。当該年度に満 18 歳以上の会員で組織する。新規会員については、会長が定める入会申込書により申し込む。会員は、会長が定める退会届けにより自由に退会できる。

第4章 役員

第6条 本会に、次の役員を置き、任期は2年とする。但し再任を妨げない。会長1名、副会長、会計、監査、広報委員として役員会を組織する。尚、役員人数は会長の必要とする人數を指名することができる。

第7条 役員の職務は以下のとおりとする。

1. 会長：本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長：会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 会計：本会の会計業務を担当する。

4. 広報委員：本会の広報を担当する。
5. 監査：本会の監査を担当する。

第8条 本会の会長は、該当年度の最初の総会において、選挙又は推薦により選出する。会長は、役員を選任し、総会の承認を受けるものとする。

第5章 会議

第9条 本会の会議は各号に掲げる2種とし、会則に定める事項の他、以下の内容を審議する。

(1) 総会

- ・事業計画及び収支予算
- ・事業報告及び収支決算
- ・その他運営に関する重要事項
- ・会則の変更

(2) 役員会

- ・総会に付託すべき事項
- ・総会の議決した事項の執行に関する事項
- ・その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第10条 総会及び役員会は会長が招集し、総会は、毎事業年度1回開催する。尚、必要に応じて、臨時総会及びオンライン会議を開催可能とし、電磁的方法での表決を可能とする。

第11条 総会及び役員会は会員の3分の1の出席により成立する。欠席者は会長に委任することができる。

第12条 会長は議長となり、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第6章 資産および会計

第13条 本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

第14条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

第 15 条 本会の年会費は、3,000 円とし、毎年度 1 月に徴収する。会員の家族は、年会費は無料とし有償の活動であっても会員と同様に参加できることとする。

第 16 条 会則の実施にあたり必要な細則は、役員会を経て会長が別で定める。

付則

1. 本会の設立にともないこの会則は 2024 年 2 月 3 日より施行する。